

## 川崎市環境局仕様の車両模型等の制作及び販売に係るデザイン使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境局仕様の車両模型等の制作及び販売に係るデザインを使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(デザイン使用)

第2条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ川崎市環境局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市及び川崎市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、局長が適当と認めた場合

2 前項の規定により、承認を受けたものに対する使用料は原則無料とする。

(使用の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、川崎市環境局車両デザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要書類を添えて局長に申請しなければならない。

(使用の承認・不承認)

第4条 局長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 川崎市環境局（以下「環境局」という。）の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 環境局が行う事業、又は環境局が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (7) その他、局長が適当でないとする場合

2 局長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、川崎市環境局車両デザイン使用承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 局長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用者の遵守事項)

第5条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 商品等は、試作品完成後、速やかに局長に提出し、監修をうけるものとする。

ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状等のわかる写真等の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用承認期間)

第6条 承認期間は、1年を超えることができない。ただし、局長が特に認める場合は、この限りでない。

(申請内容の変更)

第7条 使用者が、申請内容を変更する場合は、あらかじめ川崎市環境局車両デザイン使用承認申請書(第1号様式)を局長に提出し、改めて承認を受けるものとする。

2 局長は、前項の規定に基づき、承認又は不承認とすることを決めたときは、川崎市環境局車両デザイン使用承認・不承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 局長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合は、デザインの使用承認を取り消すことができる。

2 局長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、使用者に対し、川崎市環境局車両デザイン使用承認取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 局長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第9条 局長は、かわさき3R推進キャラクター「かわるん」の著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第10条 第4条各号に該当する場合等において、これにより環境局に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。